

北広島市特別天然記念物野幌原始林調査委員会設置条例

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第2項の規定により特別天然記念物として指定された野幌原始林(以下「原始林」という。)の植生、生息する動物等の状況について調査するため、北広島市特別天然記念物野幌原始林調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 原始林の動植物の現状の把握に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、原始林の保全と活用のために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 北広島市文化財保護条例(平成6年広島町条例第9号)第4条第1項に規定する北広島市文化財保護審議会の委員
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。